

○草津市議会事務局事務分掌規則

昭和36年7月20日

議会規則第4号

改正 昭和40年4月1日議会規則第7号

昭和40年7月17日議会規則第16号

昭和57年4月1日議会規則第1号

昭和61年3月31日議会規則第1号

平成7年3月31日議会規則第1号

平成16年6月1日議会規則第1号

平成18年3月31日議会規則第1号

平成19年3月30日議会規則第2号

平成20年10月1日議会規則第3号

平成23年5月6日議会規則第1号

平成27年4月1日議会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、草津市議会事務局条例（平成9年草津市条例第23号）の規定に基づき、組織の設置および事務分掌その他の必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 草津市議会事務局（以下「事務局」という。）に、次の課を置く。

議事庶務課

2 前項に規定する課において、事務の円滑な遂行のため、グループを定め、グループ長を置くことができる。

(職の設置)

第3条 事務局に事務局長のほか、次に掲げる職のうち必要な職をおく。

- (1) 次長
- (2) 課長
- (3) 参事
- (4) 副参事
- (5) 専門員

- (6) 参与
- (7) 主査
- (8) 主任
- (9) 主事

2 前項第1号から第9号までに掲げる職は、書記をもって充てる。

3 必要があるときは、その他の職を置くことができる。

(事務分掌)

第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。

議事庶務課

- (1) 市議会および委員会に関すること。
- (2) 請願書および陳情書に関すること。
- (3) 議決事項の処理に関すること。
- (4) 会議録その他の記録に関すること。
- (5) 建議案および議員ならびに市長提出案の処理に関すること。
- (6) 公印の管守に関すること。
- (7) 議会費の予算経理および議員報酬ならびに諸給与に関すること。
- (8) 儀式および交際に関すること。
- (9) 議会に関する条例、規則等の制定改廃に関すること。
- (10) 備品および消耗品の管理出納に関すること。
- (11) 議会の乗用車の配車に関すること。
- (12) 議事日程および諸般の報告に関すること。
- (13) 議会において行う選挙に関すること。
- (14) 議場の整備、取締および管理に関すること。
- (15) 議会図書室に関すること。
- (16) その他議事全般および庶務に関すること。

(その他)

第5条 この規則その他別に定めるものを除くほか、事務局の組織、事務処理等に関しては、それぞれ市長の部局の例によるものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和40年4月1日議会規則第7号）

この規則は、昭和40年4月1日から施行する。

付 則（昭和40年7月17日議会規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和57年4月1日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（昭和61年3月31日議会規則第1号）

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則（平成7年3月31日議会規則第1号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

付 則（平成16年6月1日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成18年3月31日議会規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成19年3月30日議会規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成20年10月1日議会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成23年5月6日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成27年4月1日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。